

在留資格を有する外国人の再入国について

2020年7月29日

在ベネズエラ日本国大使館 領事班

再入国許可を持つ在留資格を有する外国人のうち、「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格保持者につきましては、現在、特段の事情が認められた場合、再入国を認めています。9月1日より、以下の「再入国の際に必要な手続・書類等」の手続きが必要になります。

上記在留資格保持者以外の在留資格保持者につきましては、8月5日より、以下の「再入国の際に必要な手続・書類等」の手続きを行うことにより、再入国が可能となります。

詳細については、以下の外務省ホームページをご覧ください。

(和文) https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html

(英文) https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e_001074.html

再入国の際に必要な手続・書類等

(1) 追加的な防疫措置

本措置においては、本邦再入国に際して、現行の水際措置

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html) を維持した上で、追加的な防疫措置として出国（搭乗予定航空便の出発時刻）前 72 時間以内の PCR 検査証明の取得が必要となります。検査機関にて、[所定の様式](#)に必要事項を記入してもらい、本邦入国時に携行願います。

無症状の人への検査が受けられない場合には、検査結果を入手できる国・地域に行き、そこで出国（搭乗予定航空便の出発時刻）前 72 時間以内の PCR 検査証明を取得してください。

(2) 必要な手続・書類

本措置の対象者は、予め、日本大使館において再入国関連必要書類提出確認書（以下、「確認書」という）を取得していただく必要がありますので、以下の書類の原本を持参の上、交付申請をおこなってください。

- 旅券（有効な再入国許可（みなし再入国許可を含む）が貼付されているもの）
- 在留カード
- [交付申請書](#)

手数料は無料です。

在ベネズエラ日本国大使館では、現在、新型コロナウイルス感染防止のため、来訪時の事前予約をしておりますので、あらかじめ、お電話又はメール（consul@cr.mofa.go.jp）にて、お越しになる日時をご連絡ください。

確認書は申請日には発給されません。2～3日を要しますのでご注意ください。在外公館にて申請を受理した後、発給可能となった場合には申請者に連絡をしますので、申請者または代理人の方が取りに来てください。

以上